第 2483 号 REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 2月 23日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 個人住民税均等割の改正

②:平成16年度の税制改正案に個人住民税 均等割の改正が盛り込まれているそうですが、 内容を教えて下さい。

A:改正内容は、次の2項目です。

- ①市町村民税均等割の税率を3,000円に統一
- ②妻に対する住民税均等割の非課税措置廃止

【解説】

住民税には、均等割、所得割、利子割とがあります。このうち均等割とは、納税者の所得金額に関係なく、一定の税額を納めるもので、市町村民税と道府県民税からなり、それぞれの取扱いは次のようになっています。

①市町村民税均等割

- ・人口50万人以上の市
- 3.000円
- ・人口5万人以上50万人未満の市 2,500円
- ・人口5万人未満の市と町村
- 2,000円
- ②道府県民税均等割
- 1,000円

これが、今回の改正で、①市町村民税の人口段階別の税率区分を廃止し、その税率を一律3,000円(年額)とする。②同一生計の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止する。となります。

つまり、今後は一定金額以上所得があれば妻に対しても、一律4,000円(市町村民税3,000円、都道府県民税1,000円)の均等割が課税されるということです。(平成17年分については、その税率を2分の1にするとされています。)







